

浦添市排水設備指定工事店申請手続き要領

I. 「下水道排水設備指定工事店申請書」(様式第 15 号) **別紙記入例を参照。**

【添付書類】

- 1) 申請者(法人の場合は代表者)が成年被後見人又は被補佐人あるいは破産者でないことを証する書類 (提出日前 3 か月以内の発行)
- 2) 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書及び経歴書 (提出日前 3 か月以内の発行)
- 3) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び誓約書(様式第 15 号の 2)
 - ・ 商業登記簿謄本 (提出日前 3 か月以内の発行)
 - ・ 定款の写し (原本証明をしてください。)個人の場合は、次の何れか
 - ・ 個人事業開始届 (税務署の受付印が押された控え) の写し
 - ・ 確定申告書 (受付印が押された控え) の写し
- 4) 申請者が個人の場合は、住民登録をしている市町村の市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税の過去 3 箇年分を完納したことを証する書類の写し (提出日前 3 か月以内の発行)
- 5) 申請者が法人の場合は、営業所が所在する市町村の市長村民税及び固定資産税の過去 3 箇年分を完納したことを証する書類の写し (提出日前 3 か月以内の発行)

II. 営業所の平面図及び付近見取図(様式第 15 号の 3) 並びに写真

※「**営業所**」とは、事務所・作業場・資材置き場・車庫など一式が含まれます。

◇ 【平面図】

- ・ 道路との関係、寸法、間取り等が分かるように作図してください。
- ・ 指定用紙で書けない場合は、任意の様式でもかまいません。

◇ 【付近見取り図】

- ・ 営業所の位置を表示してください。
※住宅地図等をコピーし、貼付していただいても結構ですが、事前に手続きが必要です。(別紙参照)

◇ 【営業所の写真】

- ・ 営業所の内外の写真を写してください。屋外写真は、営業所看板が確認できること。

III. 「専属責任技術者名簿」(様式第 15 号の 4)

【添付書類】

- (ア) 沖縄県下水道協会発行の責任技術者証の写し
- (イ) 責任技術者の専属を証明できる書類として、用紙下欄に記載の①②③のうちいずれか一つ
 - ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(雇用保険を証明できない国民健康保険証は除く。)の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳、源泉徴収簿若しくは所得税納付額領収書の写し

IV. 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類(様式第 15 号の 5) 並びに
写真

- ◇ 営業所が所有している工事施工に必要な重機・車両・工具・器具等を記入してください。(あまり細かいものまでは、必要ありません)
- ◇ 重機・車両・工具・器具等 (工事店名称が入っていれば、それが写るように)。
※ 種別の欄には、「管の切断用機械器具」、「管の加工用の機械器具」及び「管の接合用の機械器具」、「測量用器具」、「掘削用機械器具」、「締固め用機械器具」の別を記入すること。

※申請書類は、一式揃えて穴をあけずクリップ止めで提出をお願いします。

(別紙)

地図を官公署に提出する「許認可申請書類・届出書類」にコピー添付する場合

ゼンリン地図を

- ・「自動車保管場所証明申請（車庫証明申請）」
- ・「道路使用・占用許可申請」
- ・「建築確認申請」
- ・「自動車保管場所届出」

ほか、各種許認可申請書類または届出書類にコピー添付をご利用の場合、当社の許諾の証として、地図コピーに当社発行「複製許諾証」の貼付が必要です。

1. 「複製許諾証」の貼付による利用手続き

- ◇ 1 申請または 1 届出につき「複製許諾証」1 枚を、地図コピーに貼付してください。
- ◇ 1 申請または 1 届出において、正本のほか副本を作成する場合、正本の地図コピーにのみ 1 枚貼付してください。
- ◇ 「複製許諾証」は、1 申請または 1 届出に対する複製利用料として、1 枚 200 円（税別）で発行しております。

2. 地図を「許認可申請書類・届出書類」にコピー添付する場合の利用手続きの手順



3. 貼付位置見本

「複製許諾証」の貼付位置は、地図コピー左下を推奨しております。

